

「ワイズ必携」編集特別小委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は「ワイズ必携」編集特別小委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区並びに日本YMCA同盟と協力して、ワイズメンズクラブ並びにYMCAの各種研修会に資する「ワイズ必携」を作成するための検討・編集を行う。

(設立の根拠)

第3条 本委員会は、理事より付託された第2条規定に取り組むため、ワイズリーダーシップ開発委員会規則第4条第2項に基づき、ワイズリーダーシップ開発委員会に属する小委員会として設立されたものであって、委員会は初期の目的を達成した時をもって解散する。

(構成)

第4条 本委員会は、理事によって任命された委員長、並びに、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

(任期)

第5条 委員会の任期は、親委員会の任期に準ずる。

(付則)

第6条 本規則に定めのない事項についての審議は、常任役員会において協議され理事の承認を得た事項に限り、行うことができる。

2. 本規則は、区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2006年11月26日 制定

2006年11月26日 施行